

岐阜市第三次公立保育所民営化基本計画

令和 2 年 3 月

岐阜市

令和 6 年 8 月改定

岐阜市

【改定方法】

改定時の岐阜市の方針等と合わない箇所の後段に、その改定内容を追加するものとします。

「P3 就学前児童数の推移及び年齢別就学前児童数の推移」、「P5 保育所（園）等の入所児童数について、令和 7 年 2 月時点の見込に更新しました。

目次

1. 基本的事項	1
(1) 計画策定の背景と目的	1
(2) 計画の位置づけ	2
(3) 計画の期間	2
2. 保育の現状と課題	3
(1) 就学前児童数の推移と今後の見込み <u><追加></u>	3
(2) 保育所（園）等の施設数及び定員	4
(3) 保育所（園）の入所児童数の推移と今後の見込み <u><追加></u>	5
(4) 保育所（園）の運営費	6
3. 第一次・第二次公立保育所民営化の成果	7
4. 公立保育所の役割	8
5. 第三次公立保育所民営化の全体方針	9
(1) 全体方針 <u><追加></u>	9
(2) 実施期間	10
6. 保育所ごとの個別方針	11
(1) 今後も公立保育所として運営する保育所	11
(2) 単独で民営化する保育所	11
(3) 保育需要の動向等を見極めながら、統廃合又は分園化等を検討し民営化する保育所 <u><追加></u>	11
7. 民営化実施スケジュール	14
(1) 単独で民営化する保育所	14
(2) 統廃合又は分園化等を検討し民営化する保育所	14
8. 民営化に関する基本的な考え方	15
(1) 民営化の手法	15
(2) 民営化後の保育施設・事業	16
(3) 民営化後の運営主体	17
(4) 土地・建物等の取り扱い	18
(5) 定員の増加等	19
(6) 保育サービスの充実	19
(7) 保育の引継ぎ	19
(8) 主な民営化条件	20
9. 移管先法人の選考方法	21
10. 民営化の実施スキーム	21

1. 基本的事項

(1) 計画策定の背景と目的

本市では、平成 14 年度～平成 16 年度に実施した「第一次公立保育所民営化」と平成 20 年度～平成 23 年度に実施した「第二次公立保育所民営化」によって、合計 15 か所の公立保育所の民営化を進めてきました。

その後、平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」が開始されたことに伴い、今後の保育需要や私立幼稚園の認定こども園への移行などの動向を見極めるため、公立保育所の民営化は一旦休止していました。

現在、私立保育園・認定こども園は 30 か所と公立保育所の 20 か所を大きく上回るとともに、私立保育園等における保育サービスの充実や創意工夫による独創的かつ個性的な運営などによって、保護者の入所希望が高い状態が続いていることから、私立保育園等の運営は市民の信頼を得ています。

そうした中、女性の就業率の高まりにより、3 歳未満児の保育ニーズは毎年増加し続けています。本市では、保育所の増改築や小規模保育事業所の新規開設などにより、毎年 100 人規模で定員を拡大し、待機児童ゼロを継続してきましたが、依然として、この増加傾向は続いており、更なる対策が必要となっています。

加えて、公立保育所の半数以上は昭和 40 年代から 50 年代に建築され、老朽化が進行していることから、建替え等の対応が必要となるとともに、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化がスタートし、本市の財政負担が増加するなど、新たな課題も生じています。

保育所の運営や整備には、多額の経費を要しますが、私立保育園等は国庫負担金等の財源措置がなされている一方、公立保育所は全額が市の負担となっているため、持続可能な保育サービスの提供のためには、民間活力を活用していく必要があります。

また、令和元年度には、岐阜市児童福祉審議会において、公立保育所の今後のあり方についてご審議いただいた結果、「公立保育所には公的機関として担うべき役割があることから、一定数を存続させる必要があるものの、岐阜市が抱える課題を解決するために公立保育所の民営化は有効な手法であることから、民営化を推進されたい。」との方針が示されたところです。

以上のことから、限られた財源の中、今後の待機児童対策や保育環境の充実、保護者の選択の幅の拡大などを実現するため、「民間にできることは民間に任せる」という基本原則に基づき、公立保育所の民営化を再開することとして、「第三次公立保育所民営化基本計画」を策定するものです。

○第三次公立保育所民営化基本計画の目的

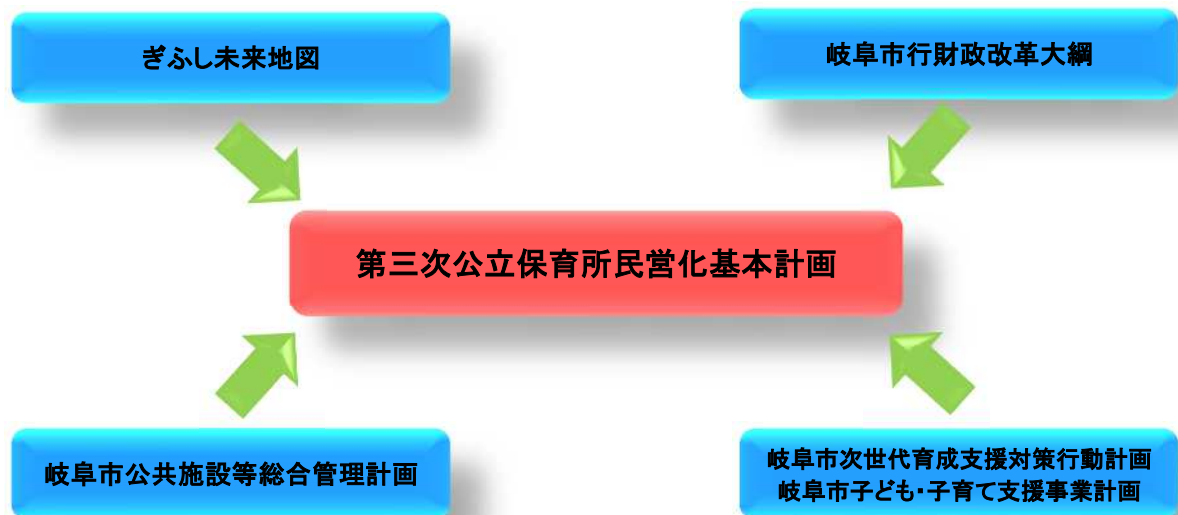
民間活力の導入によって

- ①多様化する保育ニーズに対応すべく、保育環境を充実し、働く保護者を支援する
- ②創意工夫による独創的かつ個性的な保育園等の運営を支援することにより保護者の選択の幅の拡大を図る
- ③老朽化した園舎の建替えを実施し、良質な保育環境を整備する
- ④増加する本市の財政負担に対応しつつ、子育て支援の充実を図るため、行政のスリム化を推進する

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「ぎふし未来地図」、「岐阜市行財政改革大綱」、「岐阜市公共施設等総合管理計画」、「岐阜市次世代育成支援対策行動計画」、「岐阜市子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ、策定します。

なお、各保育所の民営化条件等については、本計画をベースとしながら、各保育所の状況を踏まえ個別に策定します。



(3) 計画の期間

本計画は、本市の教育・保育の需要量と供給量を定める「子ども・子育て支援事業計画」に合わせ、前期（令和2年度～令和6年度）と後期（令和7年度～令和11年度）に分けて実施します。

なお、保育ニーズの動向や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて期間の延長や内容の見直しを行います。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
子ども・子育て支援事業計画	第2期計画					第3期計画				
第三次公立保育所民営化基本計画	前期計画					後期計画				

2. 保育の現状と課題

(1) 就学前児童数の推移と今後の見込み

本市の就学前児童数は、少子化が進行し、この4年間（H27～H31）で1,200人あまり減少しています。

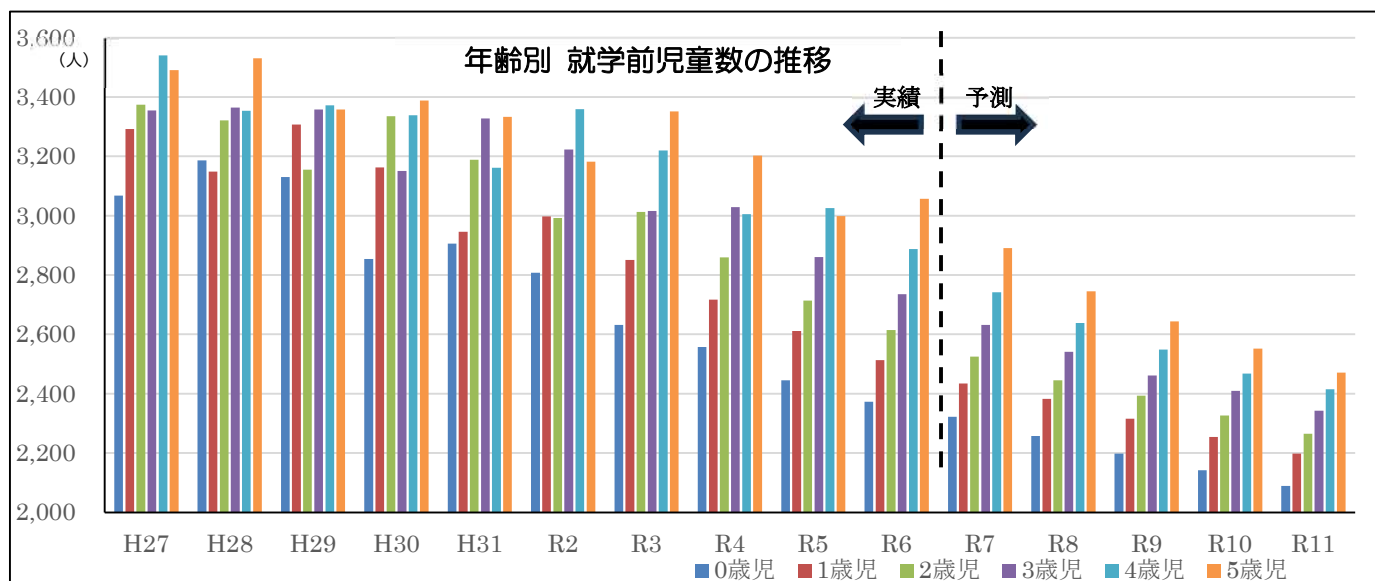
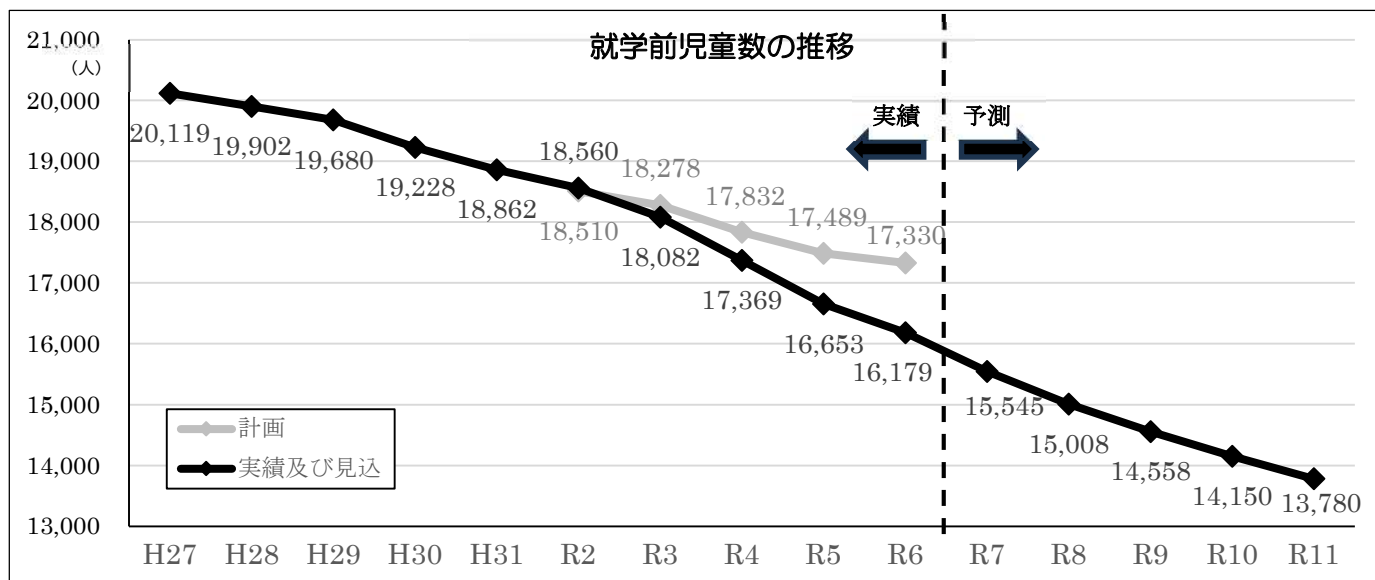
今後も、社会動態や合計特殊出生率などに大きな変化がない限り、減少が続くことが見込まれます。また、年齢別においても年によって多少の増減はあるものの、全ての年齢で減少傾向となっています。

<令和6年8月追加>

令和2年以降の本市の就学前児童数は、改定前の計画を策定した令和元年度当時に想定したよりも早く少子化が進行したため、同計画の予測値を下回って推移しました。

○市全域 （令和7年2月時点の推移に変更）

（いずれも4月1日現在）



(2) 保育所（園）等の施設数及び定員

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

施設区分		種別	施設数	定員
保 育 所		公立	20	2,090 人
保 育 園		私立	17	2,095 人
認定こども園		私立	13	1,899 人
地域型保育事業	小規模保育事業所	私立	21	369 人
	事業所内保育事業所（地域枠）	私立	2	31 人
合 計			73	6,484 人

○施設区分

保 育 所 （ 園 ）	・就労や病気、介護などによって保護者が保育できないという「保育を必要とする事由」に該当する場合に、保護者に代わって保育を行う児童福祉施設。 ・0 歳～小学校就学前の児童が利用できる。 ・岐阜市では、公立は「保育所」、私立は「保育園」と名称を使い分けている。
認 定 こ ど も 園	・保育所（園）と幼稚園の機能を併せ持つ施設。 ・保育所（園）のように「保育を必要とする事由」に該当する場合に利用できる保育枠（0 歳～小学校就学前）と幼稚園のように入所条件が必要でない教育枠（3 歳～小学校就学前）があり、預けられる時間などに違いがある。
小 規 模 保 育 事 業 所	・0 歳～2 歳の児童を原則 19 人以下の少人数で預かる施設。 ・保育所（園）と同様に、利用するためには「保育を必要とする事由」が必要。
事業所内保育事業所	・0 歳～2 歳の児童を対象とし、企業や病院、大学等の事業所が運営する施設。 ・その事業所で働く従業員の子どもを対象とした「従業員枠」と、地域の子どもを対象とした「地域枠」がある。 ・保育所（園）と同様に、利用するためには「保育を必要とする事由」が必要。

(3) 保育所（園）等の入所児童数の推移と今後の見込み

就学前児童数は、前述のとおり減少傾向となっていますが、核家族化の進展や共働き世帯の増加などにより、3歳未満児の保育所（園）や認定こども園等の入所児童数は増加傾向にあり、この5年間（H27～H31）で約500人増加しています。また、今後もこの傾向は続くことが見込まれています。

一方で3歳以上児については、ほぼ横ばいで推移しており、今後は横ばいから微減に転じることが見込まれています。

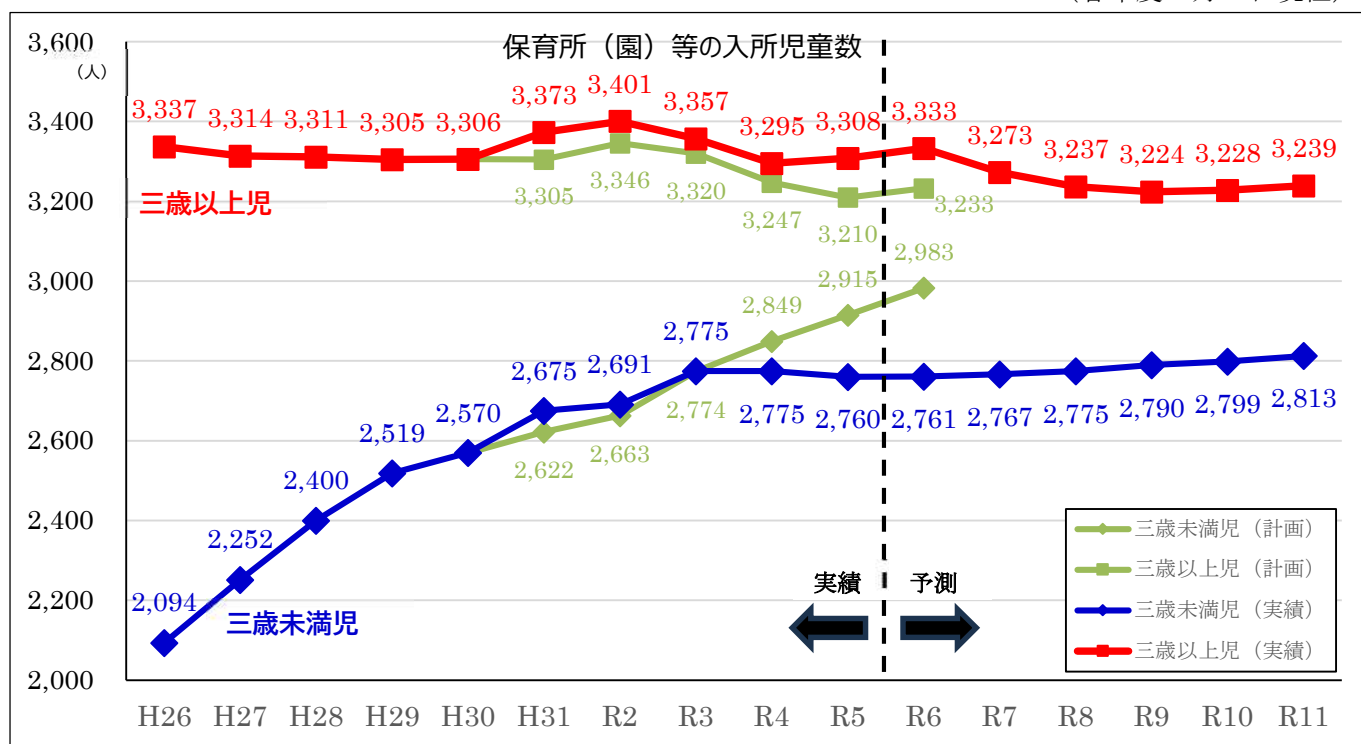
<令和6年8月追加>

3歳未満児について、改定前計画では「今後も増加傾向は続く」と見込んでおりましたが、増加傾向は鈍化し、令和4年度から計画値を下回りました。今後は、ほぼ横ばいで推移するものと見込まれます。

3歳以上児について、改定前計画で見込んだ「ほぼ横ばいで推移しており、今後は横ばいから微減に転じる」と同様に推移しており、今後も続く見込まれます。

○市全域 （令和7年2月時点の推移に変更）

（各年度3月1日現在）



(4) 保育所（園）の運営費

平成 27 年度に「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、従来バラバラに行われていた保育所（園）、認定こども園、幼稚園等に対する財政支援の仕組みが共通化され、財政負担の割合は、公立は市の全額負担、私立は国 1/2、県 1/4、市 1/4 となっており、市負担分のうち一部は、地方交付税措置されています。

また、延長保育や一時預かり事業などの特別保育事業についても、私立は国や県の補助制度がありますが、公立は全額が市の負担となっています。

そのため、私立は公立よりも充実した保育サービスを行っているところが多いものの、一般財源ベース（市負担額）で比較すると、児童 1 人当たりの年間運営経費は私立のほうが公立より約 85 万 5 千円少なくなっています。

○一般財源ベース

（平成 30 年度決算より）

	年間運営費	入所児童数 (月平均)	1 人当たり年間運営経費
公立保育所	2,321,708 千円	1,923 人	約 1,207 千円
私立保育園	861,463 千円	2,449 人	約 352 千円
公私の差			約 855 千円

【参考】全体（私立保育園は国、県の負担分を含む）

	年間運営費	入所児童数 (月平均)	1 人当たり年間運営経費
公立保育所	2,321,708 千円	1,923 人	約 1,207 千円
私立保育園	2,026,267 千円	2,449 人	約 827 千円
公私の差			約 380 千円

3. 第一次・第二次公立保育所民営化の成果

本市では、平成 14 年度～平成 16 年度に実施した「第一次公立保育所民営化」と平成 20 年度～平成 23 年度に実施した「第二次公立保育所民営化」により、合計 15 か所の公立保育所を民営化しました。

民営化した各保育園の大半は、利用定員を拡大して入所児童数を増やしており、現在まで保護者の入園希望は高い状態が続いています。

これは、それまで午後 6 時までであった保育時間の午後 7 時（一部は午後 8 時）までの延長や 0 歳児保育の拡充、特色ある保育園の運営、認定こども園への移行による幼児教育の充実などが、保護者から高い評価を受けていることの現れであると考えられます。

さらに、保育環境の充実を図るため、移管先法人による園舎の増改築や大規模修繕なども行われており、民間による運営がより柔軟で迅速な対応を可能にしていることがうかがえます。

加えて、財政の面では、延長保育などの特別保育の拡充を図りつつ、大幅な運営費の削減が図られたほか、延長保育を公立保育所で実施した場合に必要な人件費やその他、職員の退職手当積立相当分、今後の保育所の改築や建替えの経費など、将来的な費用まで含めると、行政経費の削減は相当額に達すると考えます。

○民営化の成果

①保育環境の充実

- ・延長保育や土曜日保育の拡大
- ・一時預かり事業、生後 57 日からの 0 歳児保育の実施
- ・園舎の増改築、大規模修繕の実施 など

②保護者の選択の幅の拡大

- ・特色ある個性的な保育園の運営
- ・認定こども園への移行 など

③行政のスリム化

- ・行政経費の削減
- ・人員の削減 など

4. 公立保育所の役割

公立保育所は経験豊かな保育士が多いことが特色であり、これまでに蓄積された知識や経験をもとに各種マニュアルの作成やその改定に努め、それらを私立保育園・認定こども園等にも提供しています。加えて、岐阜市保育協会を中心に公立・私立合同の各種研修会を企画及び開催することにより、公立・私立の分け隔てなく保育士のレベルアップを目指し、市全体の保育の質の維持・向上を図っていますが、今後は公立保育所の保育士による巡回指導を検討していきます。

また、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする児童への対応や、日曜日・祝日に児童を預かる休日保育、休日一時預かりの実施など、民間では対応困難なサービスの提供を行い、地域のセーフティネットとしての役割を担っていますが、今後、少子化等の影響で、保育需要が減少した場合、公立保育所の定員を漸次減らすことで、民間事業者の経営安定を図る、調整弁的役割も果たしていきます。

さらに、公立保育所は、地域の自治会や地域の小学校、保健所等の公的機関との連携がとりやすく、地域子ども・子育て支援の中心的役割を担うことが可能です。また、本市で推進している幼児教育の更なる充実を図り、幼児教育・保育施設のモデル的な役割を担うため、将来的には幼保連携型認定こども園に移行することも検討していきます。

これらの公立保育所の役割を果たしていくためには、一定規模の保育所を公立で運営し、行政が責任をもって保育サービスを提供していくことが必要不可欠であることから、今後も一定数の公立保育所を存続させていきたいと考えます。

○公立保育所の役割

①リーディング的な立場から市全体の保育の質の維持・向上

- ・各種マニュアルの策定・改定
- ・保育士研修や公開保育等の企画運営、巡回指導などによる人材育成 など

②地域のセーフティネットとしての役割

- ・障がい児や医療的ケア児、児童虐待等、特に配慮が必要な児童への対応
- ・休日保育・休日一時預かりの実施
- ・災害等の緊急・突発的な事態への対応
- ・入所児童の調整弁的役割 など

③地域とのかかわり・公的機関との連携機能

- ・地域子ども・子育て支援の拠点

④幼児教育・保育施設のモデル的役割

- ・将来的には、幼保連携型認定こども園への移行も検討

5. 第三次公立保育所民営化の全体方針

(1) 全体方針

岐阜市子ども・子育て支援事業計画における「教育・保育提供区域（5 区域）」ごとに公立保育所を 1 か所は存続させ、それ以外の保育所は民営化の対象とします。

子ども・子育て支援事業計画では、市町村が地理的条件、人口、交通条件や保育所（園）等の整備状況等を勘案して、「教育・保育提供区域」を設定することになっており、本市では、保護者や子どもが居宅から容易に移動可能な地域生活圏として、5 つの区域を設定しています。

公立保育所が、保育行政のリーディング的役割や地域のセーフティネットとしての役割を果たしていくため、私立保育園・認定こども園等の箇所数、利用する保護者の利便性、公立保育所の保育士等の職員配置などを総合的に勘案して、各教育・保育提供区域に 1 か所ずつ、合計 5 か所の公立保育所を存続させます。

それ以外の公立保育所 15 か所については、限られた財源の中、待機児童対策や保育環境の更なる充実、保護者の選択の幅の拡大などを実現するため、「民間にできることは民間に任せる」という役割分担の考え方やこれまでの民営化の効果等を鑑みて、すべて民営化の対象とします。

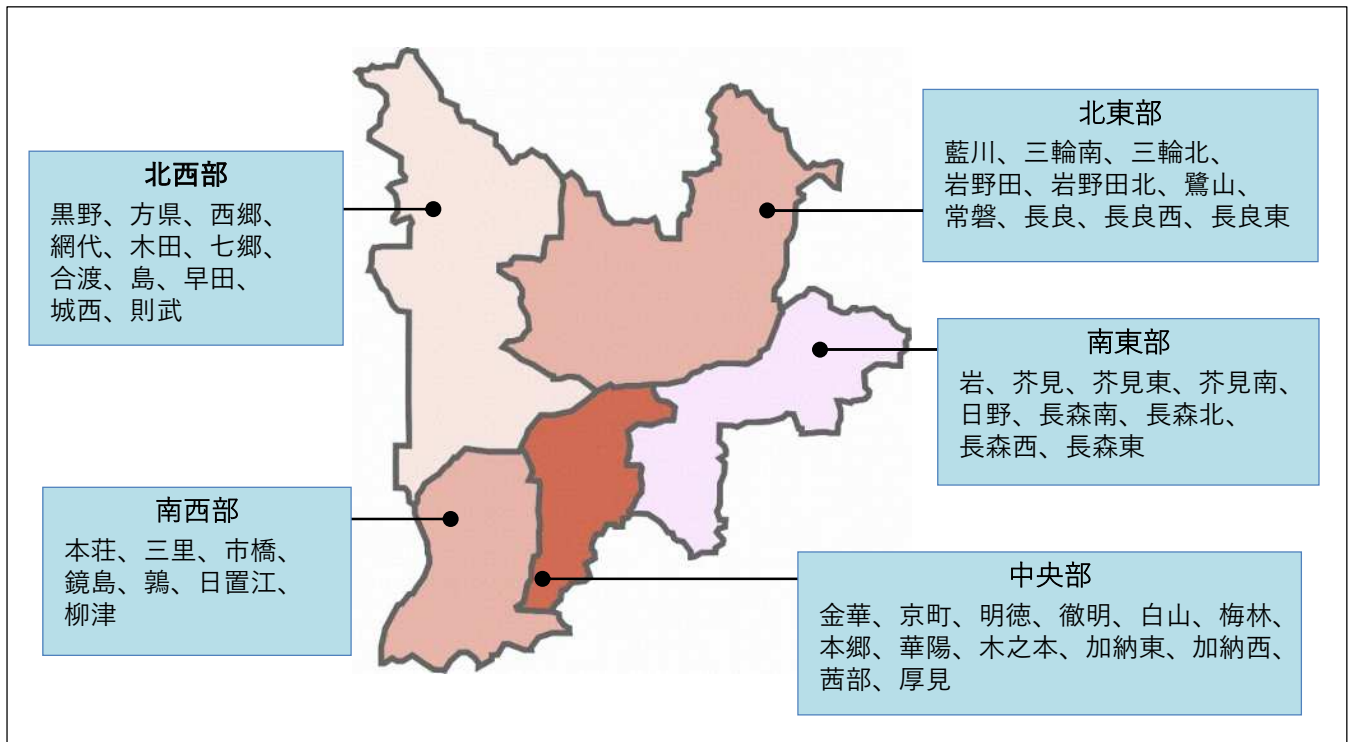
そして、民営化後に移管先法人が継続的かつ安定的に施設運営ができるよう、地域の保育需要等を踏まえ、「単独で民営化する公立保育所」と「統廃合または分園化※等を検討し民営化する公立保育所」の 2 つに分類して、段階的に民営化を行っていきます。

※保育所の分園とは、本体となる保育所と一体的に運営を行う定員規模が 30 人未満の保育施設で、本体となる保育所からの距離は通常交通手段で 30 分以内を目安とするなどの基準がある。

<令和 6 年 8 月追加>

次節において、令和 7 年度以降に民営化することとしていた公立保育所 6 か所については、少子化が想定以上に進行している中であって、民間事業者が民営化に手を挙げることは期待できず、仮に民営化したとしても、児童数減少による収入減で、経営に支障をきたし、かえって保育環境の悪化につながりかねません。よって、この 6 か所については、民営化を行いません。

○教育・保育提供区域図



(2) 実施期間

現在、公立保育所 20 か所のうち 12 か所が建築後 40 年を超えている現状において、園舎の建替え等の時期を迎える保育所が多くある上、待機児童対策の推進による私立の保育園、認定こども園、小規模保育事業所の運営費の急増など、本市の財政状況を踏まえると、迅速に民営化を進めていく必要があります。

そのため、単独で民営化する公立保育所については、第 2 期子ども・子育て支援事業計画に合わせて、令和 2 年度～令和 6 年度の間に民営化を実施します。

一方、現在の入所児童の状況等から、統廃合又は分園化等の検討が必要な公立保育所については、将来の保育需要などを踏まえ、第 3 期子ども・子育て支援事業計画の策定に合わせて、令和 6 年度までに方針を決定します。

○実施期間

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
子ども・子育て支援事業計画	第 2 期計画					第 3 期計画				
第三次公立保育所民営化基本計画	前期計画 単独で民営化する保育所					後期計画 統廃合又は分園化等を検討し 民営化する保育所				

6. 保育所ごとの個別方針

(1) 今後も公立保育所として運営していく保育所

京町保育所、市橋保育所、木田保育所、鷺山保育所、長森南保育所の5か所は公立保育所として存続させます。

各教育・保育提供区域において、定員規模、0歳児保育の実施状況、区域内のバランスなどを総合的に勘案し、京町保育所（中央部）、市橋保育所（南西部）、木田保育所（北西部）、鷺山保育所（北東部）、長森南保育所（南東部）の5か所は公立保育所として存続させます。

ただし、将来的な保育需要量と供給量を定める「岐阜市子ども・子育て支援事業計画」の更新に合わせて、今後も見直しを行っていきます。

(2) 単独で民営化する保育所

あかね保育所、岩野田保育所、合渡保育所、佐波保育所、島保育所、早田保育所、長森北保育所、則武保育所、柳津東保育所の9か所は、単独で民営化を行います。

保育園運営は社会福祉事業であることから、民営化後も質の高い保育サービスを継続的かつ安定的に提供する必要がありますが、安定した保育園運営には一定数以上の児童が在籍し、かつ将来の保育需要が見込めることが重要となります。

そのため、上記の条件を満たす、あかね保育所、岩野田保育所、合渡保育所、佐波保育所、島保育所、早田保育所、長森北保育所、則武保育所、柳津東保育所の9か所については、単独で民営化を行います。

(3) 統廃合又は分園化等を検討し民営化する保育所

西郷保育所、網代保育所、黒野保育所、三輪南保育所、あいかわ保育所、三輪北保育所の6か所は、統廃合又は分園化等を検討し民営化を行います。

(2)単独で民営化する保育所でも記載したとおり、民営化後も質の高い保育サービスを継続的かつ安定的に提供するためには、一定数以上の児童が在籍し、かつ将来の保育需要が見込めることが重要となります。しかしながら、入所児童数の推移を見ると、網代保育所、黒野保育所、あいかわ保育所、三輪北保育所の4か所は減少傾向にあり、今後も増加する可能性は低いと見込まれています。

そのため、今後の保育需要の動向等を見極めながら、「西郷保育所－網代保育所－黒野保育所」と「三輪南保育所－あいかわ保育所－三輪北保育所」のグループの中で、統廃合又は分園化等を検討し民営化を行います。

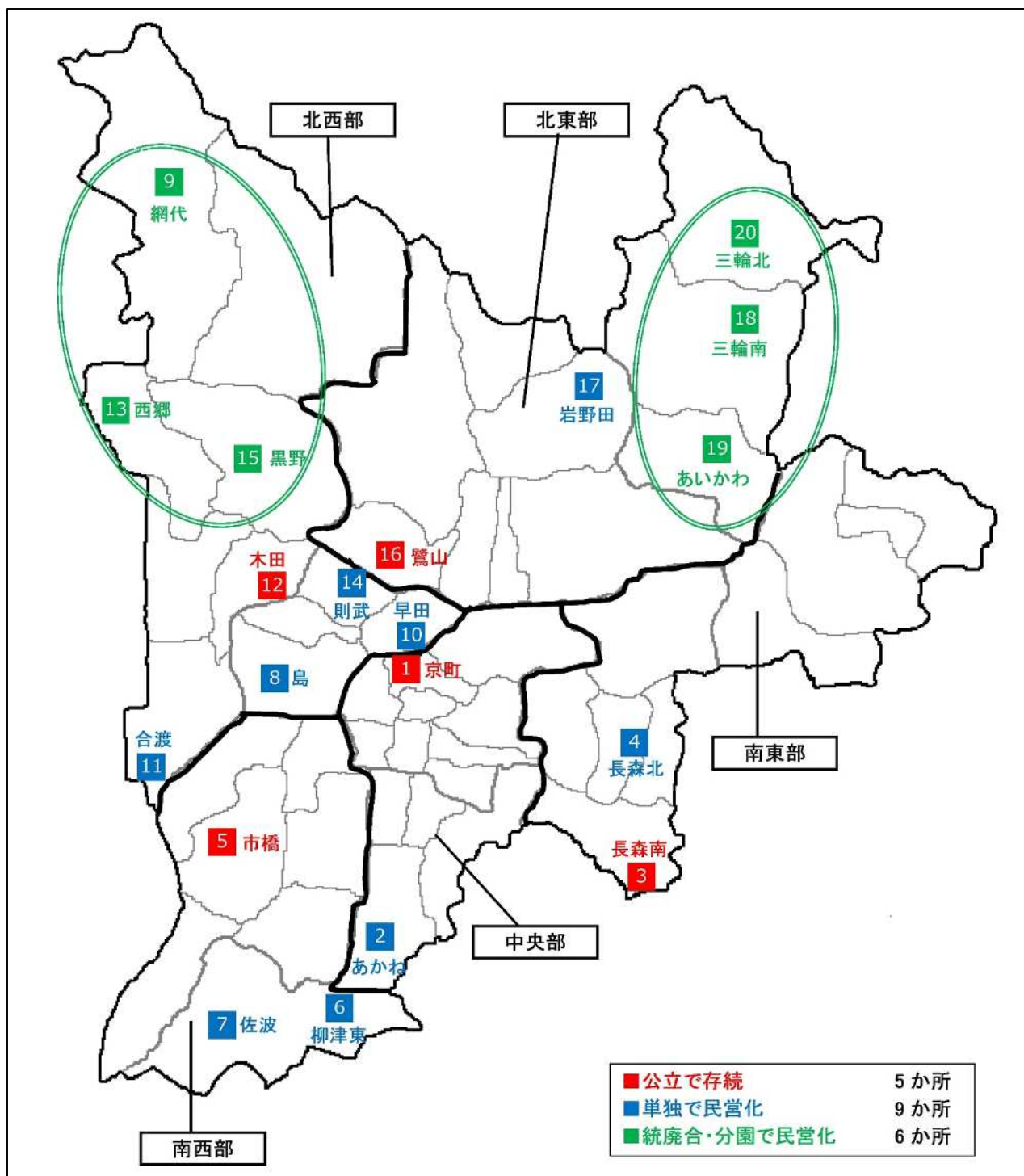
<令和6年8月追加>

全体方針で示したとおり、公立保育所6か所については、民営化を行いません。

一方で、民営化に関わらず、児童数の減少は、保育所内での児童同士の関わりを減少させます。また、公立のまま運営する場合であっても、保育士不足への対応と、行政のスリム化の観点から、このままの数の保育所を維持更新していくことは困難であり、人材や財源の集約化は避けられない状況です。

そこで、「西郷保育所－網代保育所－黒野保育所」と「三輪南保育所－あいかわ保育所－三輪北保育所」については、各グループの中で統廃合を行ったうえで、公立保育所として存続させ、特に民間事業者の経営安定を図る、調整弁的役割と地域の保育の受け皿としての役割を担うこととします。

○民営化の全体方針図



○公立保育所一覧

No.	保育所名	定員 (人)	入所数 (人/R2.1 時点)	保育年齢 (歳)	敷地面積 (㎡)	建物構造	築年月	築年数 (H31.4 時点)	備考
中央部									
1	京町	230	225	0～5	1900.63	RC 造 2F	H12.3	19 年	
2	あかね	70	82	1～5	1307.00	RC 造 2F	H1.1	30 年	借地、 <u>R6 民営化</u>
南東部									
3	長森南	70	90	0～5	1224.74	RC 造 2F	S63.3	31 年	
4	長森北	80	82	1～5	1723.75	RC 造 2F	H2.3	29 年	複合施設※、 <u>R6 民営化</u>
南西部									
5	市橋	170	160	0～5	2311.00	RC 造 2F	H7.7	23 年	
6	柳津東	120	131	0～5	5625.00	RC 造平屋	S50.3	44 年	<u>R5 民営化</u>
7	佐波	180	159	0～5	5391.82	鉄骨平屋	S49.3	45 年	<u>R5 民営化</u>
北西部									
8	島	60	60	1～5	822.00	鉄骨平屋	S61.3	33 年	<u>R6 民営化</u>
9	網代	20	9	1～5	1282.83	木造平屋	S44.3	50 年	
10	早田	70	49	1～5	1005.87	木造平屋	S40.10	53 年	<u>R4 民営化</u>
11	合渡	80	75	1～5	1829.46	鉄骨平屋	S49.12	44 年	<u>R5 民営化</u>
12	木田	110	108	0～5	2890.55	鉄骨平屋	S48.12	45 年	
13	西郷	130	100	1～5	1650.00	RC 造 2F	S57.3	37 年	
14	則武	140	112	1～5	1652.00	木造平屋	S45.12	48 年	<u>R4 民営化</u>
15	黒野	45	25	0～2	1284.56	RC 造 2F	S52.3	42 年	複合施設※
北東部									
16	鷺山	210	200	0～5	2999.16	RC 造 2F	H20.3	11 年	
17	岩野田	110	113	1～5	2154.97	木造平屋	S43.3	51 年	<u>R4 民営化</u>
18	三輪南	105	92	1～5	1951.00	木造平屋	S43.3	51 年	
19	あいかわ	70	40	0～5	1534.43	木造平屋	S45.2	49 年	
20	三輪北	20	17	1～5	1854.00	鉄骨平屋	S52.3	42 年	

※児童館・児童センターとの複合施設

7. 民営化実施スケジュール

(1) 単独で民営化する保育所

あかね保育所、岩野田保育所、合渡保育所、佐波保育所、島保育所、早田保育所、長森北保育所、則武保育所、柳津東保育所の9か所は、令和4年度～令和6年度に民営化を行います。

第3次公立保育所民営化（前期）の対象となる9か所の保育所の多くは、園舎の老朽化に伴い、早急に園舎を建替える必要があることから、建替えに係る本市の財政負担や事務負担を平準化するため、1年間に3か所のペースで民営化を行うこととします。

民営化の実施時期については、園舎の古い築年数順に以下のとおりとします。

また、園舎の老朽化が進行している早田保育所、岩野田保育所、則武保育所、佐波保育所、合渡保育所、柳津東保育所については、原則として民営化後5年以内に、それ以外の保育所については、必要に応じて、移管先法人が園舎の建替えを行うこととし、移管先法人、保護者、地域及び市との協議により段階的に着手していきます。

移管年度	保育所名	定員 (人)	保育年齢 (歳)	建物構造	築年月	築年数 (H31.4時点)	備考
令和 4年度	早田	70	1～5	木造平屋	S40.10	53年	
	岩野田	110	1～5	木造平屋	S43.3	51年	
	則武	140	1～5	木造平屋	S45.12	48年	
令和 5年度	佐波	180	0～5	鉄骨平屋	S49.3	45年	
	合渡	80	1～5	鉄骨平屋	S49.12	44年	
	柳津東	120	0～5	RC造平屋	S50.3	44年	
令和 6年度	島	60	1～5	鉄骨平屋	S61.3	33年	
	あかね	70	1～5	RC造2F	H1.1	30年	借地
	長森北	80	1～5	RC造2F	H2.3	29年	複合施設※

※児童センターとの複合施設

(2) 統廃合又は分園化等を検討し民営化する保育所

西郷保育所、網代保育所、黒野保育所、三輪南保育所、あいかわ保育所、三輪北保育所の6か所は、将来の保育需要などを踏まえ、令和6年度までに方針を決定します。

現段階では令和7年度以降の保育需要を見極めることは困難であるため、第3期子ども・子育て支援事業計画（令和7年度～令和11年度）の策定に合わせて、将来の保育需要などを踏まえ、令和6年度までに方針を決定します。

8. 民営化に関する基本的な考え方

(1) 民営化の手法

第一次・第二次民営化と同様に、「民設民営方式」で民営化を行います。

認可保育所には、運営主体別に「公設公営方式」、「公設民営方式」、「民設民営方式」の3パターンがあります。

保育所の利用調整や保育料の決定・徴収については、どの方式でも違いはありませんが、園舎等の建物や職員採用等、運営費負担、施設整備費には相違点があります。

特に、運営費負担は、民設民営の場合のみ、国や県も負担していることから、公設公営・公設民営と民設民営では、市の一般財源額（市負担額）に大きな差が生じており、その額は児童1人当たり年間約85万5千円となります。

また、公設民営の場合は、運営委託若しくは指定管理者制度を用いて運営することとなりますが、運営主体が数年単位で変更となる可能性もあり、保育園運営の安定と継続性に課題が残ります。一方で、民設民営方式は原則として事業者が変更となることはないため、保育園運営の安定と継続性が確保されます。

さらに、第一次・第二次民営化では、民設民営方式による民営化を実施しましたが、保育時間の延長や0歳児保育、園舎の増改築の実施などによって保育環境が充実したり、特色ある個性的な保育園の運営によって保護者の選択の幅が拡大するなど、保育サービスの向上が図られています。

これらのことから、第三次民営化においても、第一次・第二次民営化と同様に民設民営方式を採用します。

○運営方法による相違点

	保育所の 利用調整	保育料の 決定・徴収	園舎等の 建物	職員採用・ 運営等	運営費負担	施設整備費
公設公営	岐阜市	岐阜市	岐阜市 所有・賃貸	岐阜市	岐阜市 利用者	岐阜市
公設民営				事業者		
民設民営			事業者 所有・賃貸		国・県・市 利用者	国・市 事業者

(2) 民営化後の保育施設・事業

民営化後は、「保育園」又は「認定こども園」として運営します。

平成 27 年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行され、保育施設・事業は、大きく保育所（園）と認定こども園、小規模保育事業所などの地域型保育事業に大別することができます。このうち、地域型保育事業は主に 3 歳未満児を対象としており、現在の保育所を民営化した後の運営方法としては相応しくありません。

一方、認定こども園は、私立幼稚園からの移行だけでなく、第一次・第二次民営化で移管した保育園の半数が移行しており、教育と保育の垣根を取り払った施設運営が行われ、質の高い幼児教育・保育が提供されています。

こうした状況を踏まえ、民営化後は保育園又は認定こども園（幼保連携型、保育所型）として運営することとします。

なお、幼稚園型認定こども園は、法的性格が「学校」であり、保育所とは性格が異なることから、今回の民営化後に幼稚園型認定こども園として運営することは、認めないこととします。

○認定こども園の比較

	幼保連携型 認定こども園	保育所型 認定こども園	幼稚園型 認定こども園
性 格 的	学校かつ児童福祉施設	児童福祉施設 (保育所＋幼稚園機能)	学校 (幼稚園＋保育所機能)
主 設 体 置	国、自治体、学校法人、 社会福祉法人	制限なし	国、自治体、学校法人
職 員 の 要 件	保育教諭 (幼稚園教諭＋保育士資格)	満 3 歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいがいずれでも可 ※ただし、共育相当時間以外の保育に 従事する場合は保育士資格が必要 満 3 歳未満→ 保育士資格が必要	満 3 歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましいがいずれでも可 満 3 歳未満→ 保育士資格が必要
給 食 の 提 供	2・3 号の児童に対する食事の 提供義務あり。 自園調理が原則で、調理室の設 置が義務（満 3 歳以上は、外部 からの搬入可）	2・3 号の児童に対する食事 の提供義務あり。 自園調理が原則で、調理室 の設置が義務（満 3 歳以上 は、外部からの搬入可）	2・3 号の児童に対する食事 の提供義務あり。 自園調理が原則で、調理室 の設置が義務（満 3 歳以上 は、外部からの搬入可）
開 園 時 間 ・ 開 園 日 間	11 時間開園、土曜日の開園が 原則	11 時間開園、土曜日の開園 が原則	地域の実情に応じて設定

(3) 民営化後の運営主体

「社会福祉法人」及び「学校法人」（いずれも新設含む）の資格を有する民間法人とします。
また、新たに法人を新設する場合は、事務所を岐阜市内に置くこととします。

保育所の運営は、平成 12 年（2000 年）に規制緩和が行われ、従来から認められていた社会福祉法人に加え、学校法人や株式会社、NPO 法人などさまざまな事業者の参入が可能となりました。

さまざまな種類の法人が運営主体となることは、多様な保育サービスが提供されるという点ではメリットがあります。

しかしながら、現在、本市には株式会社や宗教法人、NPO 法人が運営する認可保育所はありません。そのため、株式会社等による運営内容の評価を行うことが難しい状況です。また、株式会社等は、幼保連携型認定こども園の運営は認められていません。

一方、社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的とした公益法人で、規制緩和前から社会福祉事業として保育所の運営を行っており、認定こども園に移行した法人もあります。

また、学校法人は、私立学校の設立・運営を目的とした公益法人で、従前から幼稚園などの運営を行っていますが、一部の幼稚園は認定こども園に移行して、教育と保育の垣根を取り払った施設運営が行われ、質の高い幼児教育・保育が提供されています。

これらのことから、民営化後の運営主体については、第一次・第二次民営化で対象とした社会福祉法人に加え、新たに学校法人も対象とします。

○保育所（園）等の運営主体

岐阜市	・公立保育所を運営し、地域のセーフティネットやリーディング的な役割を担っている。
社会福祉法人	・規制緩和以前より社会福祉事業として保育園を運営していることから、安定的な運営が期待される。
学校法人	・平成 12 年の規制緩和により、保育園の運営が新たに認められる。 ・従前から幼稚園などを運営している法人もあり、近年では、認定こども園を運営し、教育と保育の垣根を取り払った施設運営が行われている。 ・幼児教育の観点から多様な教育・保育サービスの提供が期待される。
株式会社 宗教法人 NPO 法人	・平成 12 年の規制緩和により、保育所の運営は新たに認められたが、幼保連携型認定こども園は認められていない。 ・独自の方針による多様なサービスを取り入れていることが多い。 ・機能性を考えた効果的かつ合理的な運営が期待される。

(4) 土地・建物等の取り扱い

建物及び保育用備品等は譲渡契約による無償譲渡、土地は使用賃貸契約による無償貸与とします。

なお、園舎の老朽化が進行している保育所については、民営化後、原則 5 年以内に現在地又は近隣地で移管先法人が建替えることとします。

保育園や認定こども園の運営は、高い公共性を持っていることから、安定的な運営と質の高い教育・保育サービスの提供が必要となるとともに、周辺環境への配慮や在園児への影響を最小限に抑えることが求められます。

そのため、第一次・第二次民営化と同様に、建物及び保育用備品等は無償譲渡し、土地は使用賃貸契約による無償貸与とします。なお、借地や複合施設の保育所については、この限りではなく、別途、取り扱いについて検討を行います。

一方で、民営化対象保育所の多くは昭和 40 年代から昭和 50 年代に建てられ、保育所によっては老朽化が進んでいます。子どもたちの安心、安全を確保するため、園舎の老朽化が進行している早田保育所、岩野田保育所、則武保育所、佐波保育所、合渡保育所、柳津東保育所については、民営化後、原則 5 年以内に移管先法人が建替えることとし、建替えには、国の補助金等を用いて市の財政負担の軽減を図ります。

なお、建替えは現在地で行うことを前提としますが、通園に大きな影響がない範囲で近隣地での建替えも認めることとし、その際は、移管先法人自らが土地を確保することを条件とします。

(5) 定員の増加等

園舎の建替えに合わせて、0 歳児保育を実施するとともに、3 歳未満児の定員を増加します。

現在、3 歳未満児の保育所（園）等の入所児童数は毎年増加し、今後もこの傾向は続く見込みです。

民営化対象保育所の多くは、昭和 40 年代から昭和 50 年代に建てられており、現在のように多くの 3 歳未満児が入所することを前提としていないため、設備などが不十分で、0 歳児保育を実施できない所が多いほか、1・2 歳児の受け入れにも限界があります。

そのため、待機児童対策や保育サービス向上の一環として、園舎の建替えに合わせて、0 歳児保育を新たに実施するほか、3 歳未満児の定員を増加することを条件とします。

(6) 保育サービスの充実

民営化前の園庭開放や親子体験保育などの事業を継続実施するとともに、延長保育や一時預かり事業など、保育サービスの充実を図ります。

子育て世代が安心できる支援の充実は、本市の重要な政策の一つであり、民営化対象保育所で既に実施している保育サービスは、継続する必要があります。さらに、民営化を機に保育時間の延長や一時預かり事業を実施するなど、保育サービスの更なる充実を図ることも条件とします。

(7) 保育の引継ぎ

児童や保護者へのさまざまな影響を最小限に抑えて民営化を実施できるよう、公立保育所の保育士と移管先法人が雇用した保育士による合同保育を実施します。

民営化によって保育士等の職員が入れ替わることから、児童や保護者へのさまざまな影響を最小限に抑えることが重要となります。

そのため、円滑に民営化が実施できるよう、第一次・第二次民営化と同様に、遅くとも民営化する 3 か月前から公立保育所の保育士と移管先法人が雇用した保育士による合同保育を実施し、保育内容の引き継ぎを行います。

(8) 主な民営化条件

保育の質を維持するとともに、保育サービスの向上を図るため、職員配置や保育事業、保育園等の運営等に関する条件を設定します。

民営化を実施する際には、現在の保育の質を維持するとともに、保育サービスの向上を図る必要があります。そのため、以下のような職員配置や保育事業、保育園・認定こども園の運営等に関する条件を設けることとします。なお、移管先法人の募集を行う際には、これらの条件を基本としながらも保護者や地域等の意見も考慮し、最終的な募集要項等を策定します。

○主な民営化条件

職員配置	・施設長及び主任保育士・主幹保育教諭は、移管保育園等の専任とし、そのうちいずれかは幹部職員（主任保育士又はこれに相当すると認められる者）として、保育所（園）、幼稚園、認定こども園で3年以上の経験がある者、あるいは保育士としての勤務経験が10年以上ある者であること。 ・保育士・保育教諭の年齢構成及び保育経験年数に配慮した配置とすること。 ・正規職員の午前7時から午後6時までの通常保育に要する職員配置は、市の配置基準によることとし、延長保育、一時預かり事業については、国の基準以上の職員配置を行うこと。
保育事業等	・保育内容については、国の示す「保育所保育指針」や「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を基本とすること。
保育園等運営	・民営化決定後、保護者、地域関係者との話し合いの場を設置し、保育園等の運営等について話し合い、地域に根ざした施設とすること。 ・民営化後の保育園等の運営は可能な限り公立保育所のやり方を2年間は引き継ぐこと。ただし、移管先法人、保護者、地域関係者との話し合いにより、この期間を変更することができるものとする。 ・給食は、自園調理方式を採用すること。 ・保護者会は継続設置すること。 ・児童福祉法、子ども・子育て支援法等の法令及び関係通達等を遵守すること。 ・岐阜市の幼児教育・保育行政を理解し、園長・所長会議への出席、年度途中入所、定員の弾力的運用による受け入れ、その他岐阜市が必要と認める事項について積極的に協力すること。 ・民営化後2年間は、従来の保育所の名称を継承し、「〇〇保育所」を「〇〇保育園」、または「〇〇認定こども園」とすること。 ・制服等の導入は、2年間は民営化前のおりとする。ただし、移管先法人、保護者との話し合いにより、この期間を変更することができるものとする。 ・民営化後3年以内に第三者機関によるサービス評価を受審すること。

9. 移管先法人の選考方法

移管先法人は公募によるものとし、「岐阜市立保育所移管先法人選考委員会」を設置し、選考基準などを明確にしたうえで選考します。

移管先の選定においては、公平性や公正性が求められると同時に、職員配置や保育園・認定こども園の運営等について条件を設けて募集を行うため、移管条件への対応方法や施設の運営方針などについて、専門家や現場経験者、保護者等の立場からの審査も必要となります。

そのため、幼児教育・保育の学識経験者や法人経理についての知識を有する者、保育経験者、保護者会、地域の自治会などからの推薦者等により構成する「岐阜市立保育所移管先法人選考委員会」を設置して、選定基準や選定方法を明確化し、慎重に選定を行います。

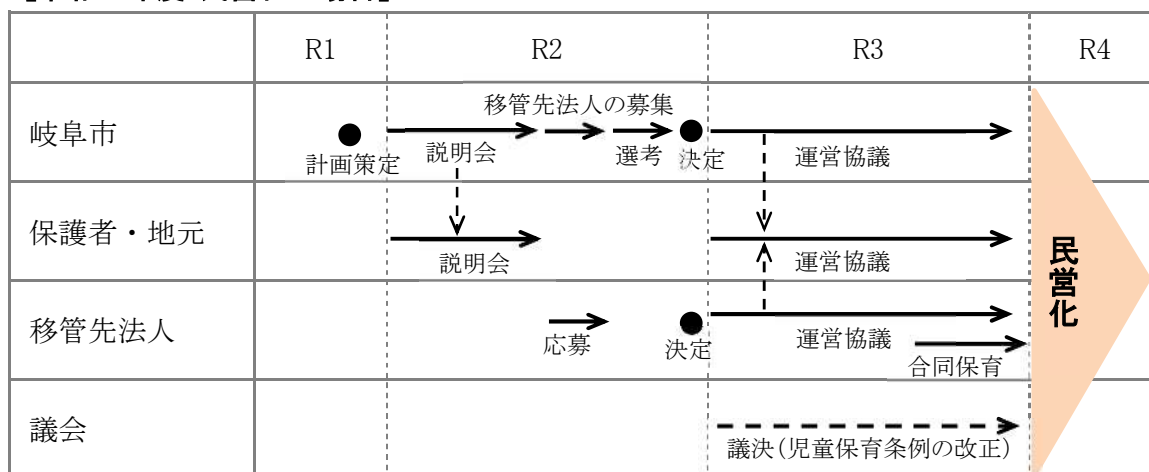
10. 民営化の実施スキーム

民営化の1年前には移管先法人を決定するとともに、運営等に関する協議や合同保育の実施により、円滑な移管を図ります。

円滑な移管を行うためには、保育士の確保や今後の運営に関する保護者等との協議を行うため、相当の準備期間が必要となります。

そのため、少なくとも1年前には移管先法人を決定し、保護者や地域関係者、移管先法人、岐阜市による運営協議の場を設けるとともに、公立保育所の保育士と移管先法人の保育士による合同保育等を実施します。

【令和4年度 民営化の場合】



岐阜市第三次公立保育所民営化基本計画

令和2年3月 策定

令和6年8月 改定

岐阜市子ども未来部子ども政策課

岐阜市司町40番地1

TEL 058-214-2397